

資料 1

介護予防・日常生活支援総合事業 基準緩和型デイサービスについて

説明会資料

平成 28 年 7 月 6 日（水）

岐阜市福祉部介護保険課

基準緩和型デイサービスについて

1 基準

通所介護相当サービス基準の一部を緩和した基準です。
詳細は別添資料を参照してください。

2 単位あたりの単価及び単位

① 単位あたりの単価

通所介護相当サービスと同じく、10.27 円となります。

② 単位

下記の第 1 号通所事業（基準緩和型デイサービス事業）支給費単位表のとおりとなります。

加算等はありません。

※ただし、現行の通所介護相当サービスでは 1 月あたりの単位設定又は 1 回あたりの単位設定が選択可能ですが、基準緩和型デイサービスにおいては、1 回あたりの単位設定のみとなります。

新総合事業では、1 回あたりの単位のみ設定

第 1 号通所事業（基準緩和型デイサービス事業）支給費単位表

通所型サービス A 事業費（1 回につき）	
基準緩和型デイサービス事業費（2 時間以上、送迎・入浴あり）	350 単位
基準緩和型デイサービス事業費（2 時間以上、送迎あり・入浴なし）	325 単位
基準緩和型デイサービス事業費（2 時間以上、送迎なし・入浴あり）	325 単位
基準緩和型デイサービス事業費（2 時間以上、送迎・入浴なし）	300 単位
※事業対象者・要支援 1・2 とともに週 1 回の利用を想定しています。	

※総合事業におけるサービス種類コード

コード表については、8 月下旬ごろホームページに掲載します。

サービスコードは、「A7」になる予定です。

3 実施方法

事業者指定によります。

当初は、通所介護相当サービス事業の指定を受けている事業者のみを対象とします。

⇒指定が必要です。指定有効期間は、6 年間となります。

4 利用者負担

介護給付の利用者負担と同じです。（原則 1 割、一定所得以上は 2 割）

5 利用限度額

要支援 1・事業対象者 5,003 単位

要支援 2 10,473 単位

○予防給付と総合事業（現行相当及び基準緩和型）を一体的に給付管理します。

○基準緩和型デイサービスと通所介護相当サービスと介護予防通所リハビリテーションを併用することはできません（いずれか1つのみ）

6 高額総合サービス費

指定事業者によるサービス（現行相当及び基準緩和型）は、高額介護サービス費相当の対象となります。

高額合算サービス費相当についても同様とします。

7 住所地特例対象者等への対応

他市町村が保険者の住所地特例対象者は、岐阜市の事業所において、基準緩和型デイサービスを利用できます。

ただし、住所地特例でない他市の被保険者が岐阜市の基準緩和型デイサービスを利用することはできません。（住民票は異動していないが、岐阜市に住んでいる方、岐阜市近郊に在住の方等）

8 生活保護の介護扶助

今回の介護保険法の改正に合わせて、生活保護法の改正が行われ、総合事業の利用者についても介護扶助が行われます。手続きは、予防給付と同じです。

9 契約書・重要事項説明書について

基準緩和型デイサービス事業を提供する場合は、契約書や重要事項説明書を新たに作成する必要があります。

< 語句 >

事業名 基準緩和型デイサービス事業

（岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 通所型サービスA 基準緩和型デイサービス事業）

< 根拠法 >

第1号通所事業…介護保険法第115条の45第1項第1号ロ

< このサービス独自の盛り込む内容 >

・送迎又は入浴サービスの有無。またそれらのサービスを提供する事業所については、希望を踏まえそれらのサービスの利用を選択することができる旨を明記

基準緩和型デイサービス事業の事業所指定について

1 指定申請

基準緩和型デイサービス事業の指定基準は、現在の通所介護相当サービス事業の指定基準の一部を緩和したものとなります。詳細は、別添を参照してください。

新しく新総合事業を開始する事業者は、本日から指定申請を受け付けます。

指定の有効期間は 6 年間で、6 年後にも引き続き事業を実施する場合には指定更新の手続きが必要となります。

○現在、通所介護相当サービス事業の指定を受けている事業者が、平成 28 年 9 月 1 日より新たに基準緩和型デイサービス事業を開始する場合は、平成 28 年 7 月 29 日までに、別添【新規申請】指定申請に係る添付書類一覧に記載の書類を添付し申請してください。

なお、平成 28 年 7 月 29 日までの期間に限り、次に掲げる事業形態に応じ、それぞれ記載する書類を省略することが可能です。

(1) 通所介護等（通所介護、介護予防通所介護及び通所介護相当サービス事業のことを言います。以下同じです。）と基準緩和型デイサービス事業を別の部屋で実施、又は部屋をパーティション等の仕切りで分けて実施する場合

別添【新規申請】指定申請に係る添付書類一覧記載の、3、8、11、14の書類を省略できます。ただし、8については、新たに部屋を借りる等、既存の事業所以外の場所で、基準緩和型デイサービス事業を実施する場合には、省略できません。

(2) 通所介護等と基準緩和型デイサービス事業を一体的に実施する場合又は時間帯若しくは曜日に分けて実施する場合

別添【新規申請】指定申請に係る添付書類一覧記載の、3、8、9、10、11、14の書類を省略できます。

2 運営規程等

基準緩和型デイサービス事業を開始する事業所は、運営規程や重要事項説明書を別途、定めてください。運営規程に定める内容は、要綱で定め、下記のとおりとなります。

(1) 指定基準緩和型デイサービス事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定基準緩和型デイサービスの利用定員

(5) 指定基準緩和型デイサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(6) 送迎及び入浴サービスの有無

(7) 送迎又は入浴サービスを提供している事業所においては、希望を踏まえ送迎又は入浴サービスの利用を、利用者が選択することができる旨の事項

(8) 通常の指定基準緩和型デイサービス事業の実施地域

- (9) 指定基準緩和型デイサービスの利用に当たっての留意事項
 - (10) 緊急時等における対応方法
 - (11) 非常災害対策
 - (12) 苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
- 通所介護相当サービス事業と比較し、(6) (7) の事項が追加されています。

3 変更等の届出

指定申請の様式を含め、変更届などの各種届出の様式は、岐阜市ホームページに掲載します。

その他の新総合事業に関する情報も、今後随時掲載していきますので、ご確認ください。

岐阜市ホームページ

組織別索引→福祉部→介護保険課→事業者の皆様へ→新しい介護予防・日常生活支援総合事業
<http://www.city.gifu.lg.jp/26078.htm>

別 添

【新規申請】指定申請に係る添付書類一覧



受付番号

事業所の名称	
--------	--

	添 付 書 類	申請する事業の種類		備考
		基準緩和型デイサービス	居宅サービスの指定を受けている場合は省略可能なもの※1	
1	様式第1号 事業所指定申請書	○		
2	付表3 基準緩和型デイサービス事業所	○		
3	申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書(発行後3か月以内のもの)又は条例等 (定款については原本証明したもの) ※写しの場合は原本証明したもの	○	省略可	
4	参考様式1 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 (併設事業所等と兼務の場合は、兼務先の勤務表も添付)	○		
5	参考様式2 事業所の管理者の経歴書	○		
6	・看護職員、機能訓練指導員の資格証明書の写し ・生活相談員の資格を確認できる書類	○		
7	従業員の雇用が確認できる書類の写し (雇用契約書、雇用通知書、辞令、健康保険被保険者証の写し等)	○		
8	【事業所が法人所有の場合】 建物の登記事項証明書(発行後3か月以内のもの) 建築確認通知書又は検査済証の写し 【事業所が法人所有でない場合】 建物の賃貸借契約書、使用承諾書等の写し ※写しの場合は原本証明したもの	○	省略可	
9	参考様式3 事業所の平面図	○		
10	参考様式5 設備・備品等に係る一覧表	○		
11	参考様式6 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	○		
12	運営規程	○		
13	参考様式7 サービス提供実施単位一覧表	○		
14	当該申請に係る事業に係る資産の状況 【新設法人の場合】残高証明書等及び収支計画書 【既設法人の場合】直近の事業年度の決算報告書	○	省略可	
	損害賠償責任保険証書の写し (手続き中の場合は、申込書及び領収書の写し)	○	省略可	
15	参考様式9-1 誓約書(介護予防日常生活支援総合事業用)	○		
16	参考様式9-2 役員等名簿	○		

※1 指定を受けていることが確認できる資料(指定通知の写し等)を添付すること

資料 2

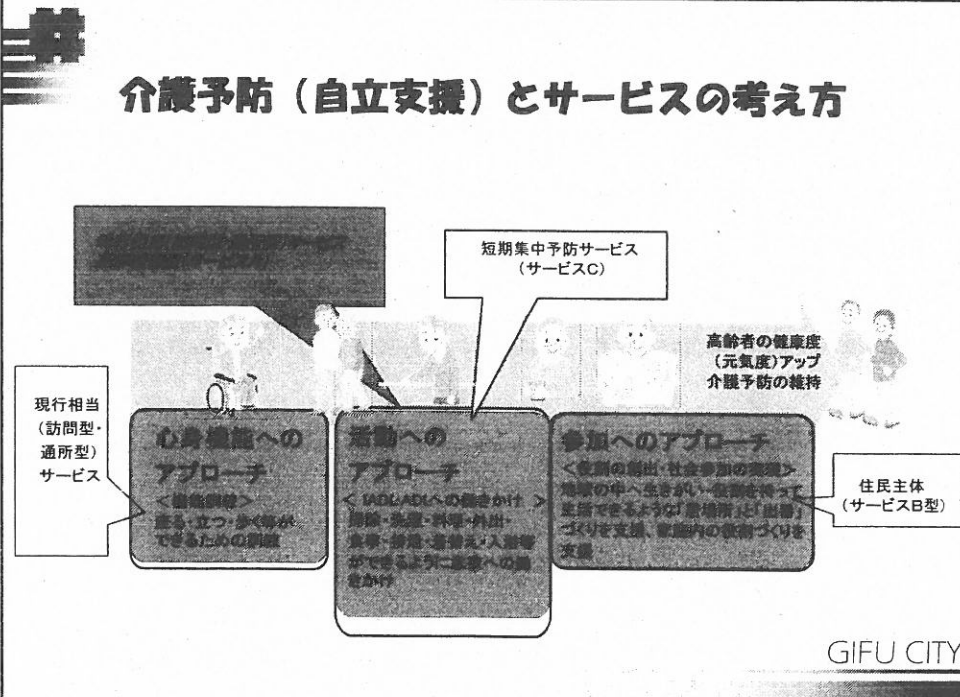



介護予防・日常生活支援総合事業

基準緩和型デイサービスについて

平成28年7月6日(水)
岐阜市福祉部介護保険課

GIFU CITY



介護予防（自立支援）とサービスの考え方

現行相当
(訪問型・
通所型)
サービス

短期集中予防サービス
(サービスC)

高齢者の健康度
(元氣度)アップ
介護予防の維持

住民主体
(サービスB型)

心身機能へのアプローチ
＜機能訓練＞
座る・立つ・歩く等が
できるための訓練

活動へのアプローチ
＜IADL/ADLへの働きかけ＞
掃除・洗濯・料理・外出・
読書・新聞・音楽鑑賞・入浴等
ができるように活動への働きかけ

参加へのアプローチ
＜夜間の外出・社会参加の支援＞
地域の年へ生きがい・役割を担って
生活できるような「居場所」の創出・
づくりを支援、管内内の役割づくりを
支援

GIFU CITY

基準緩和型デイサービス

1 対象者・・・要支援1、要支援2、サービス事業対象者

2 要介護者と一体型 または 事業対象単独型

<要介護者と一体型>
 要介護者向けサービスと同一時間帯、同一の場所で実施。要介護者向けサービスとあわせ、人員、設備等の基準を満たしサービスを提供する実施形態
 ⇒現行相当サービスの指定基準を適用する

<事業対象単独型>
 要介護者向けサービスを提供していない事業所や別室、間仕切り、別時間等によりサービス提供場所等を区別してサービス提供する実施形態 ⇒大きく4パターン

【1】別の部屋で実施 (例) 専用室にてサービスを実施
 【2】部屋を区切って実施 (例) パーテーション等により部屋を分けて実施
 【3】時間帯を分けて実施 (例) 午前は基準緩和型サービスを、
 午後は現行相当サービスを実施
 【4】曜日を分けて実施 (例) 土曜日は基準緩和型サービスを、
 月～金曜日は現行相当サービスを実施

※また、上記のパターンを複数組み合わせた実施方法も可能です。 GIFU CITY

	・現行相当型サービス ・基準緩和型サービス (要介護者と一体型)	・基準緩和型サービス (事業対象単独型)
人員	①管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ②生活相談員 専従1以上 ③看護職員 専従1以上 ④介護職員 ～15人 専従1以上 16人～ 利用者1人に専従0.2以上 ※生活相談員・介護職員の1以上は常勤 ⑤機能訓練指導員 1以上	①管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 (②生活相談員 必置でない) ③看護職員 専従1以上 ※利用定員11人以上かつ入浴ありの場合 ④介護職員 ～15人 専従1以上 16人～ 利用者1人に専従0.2以上 ※介護職員の1以上は常勤 (⑤機能訓練指導員 必置でない)

GIFU CITY

	・現行相当型サービス ・基準緩和型サービス (要介護者と一体型)	・基準緩和型サービス (事業対象単独型)
設備	①食堂・機能訓練室 3㎡×利用定員以上 ②静養室 ③相談室 ④事務室 ⑤消火設備その他の非常災害に必要な設備 ⑥必要なその他の設備・備品	①サービスを提供するために必要な場所 3㎡×利用定員以上 (②静養室 必置でない) (③相談室 必置でない) (④事務室 必置でない) ⑤消火設備その他の非常災害に必要な設備 ⑥必要なその他の設備・備品 GIFU CITY

	・現行相当型サービス	・基準緩和型サービス (要介護者と一体型・ 事業対象単独型)
運営	①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤従事者または従事者であった者の秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 等	①必要な場合、個別サービス計画の作成 ※原則不要だが、ケアプランのみでは適切な機能訓練等ができない恐れがある場合 等 ②運営規程等の説明・同意 ※提供時間2時間以上、本人の希望により送迎・入浴の有無を選択することができる 等 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤従事者または従事者であった者の秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 等 GIFU CITY

	・現行相当型サービス	・基準緩和型サービス (要介護者と一体型・ 事業対象単独型)
実施方法	事業者指定	事業者指定
介護報酬	☆定額制または回数制の選択 ①要支援1 1,647単位(1月につき) ②要支援2 3,377単位(1月につき) ③要支援1 378単位(1回につき) ※月4回まで ④要支援2 389単位(1回につき) ※月5～8回 ☆加算について 各種加算あり	☆回数制のみ ①2時間以上、送迎&入浴あり 350単位 ②2時間以上、送迎あり・入浴なし 325単位 ③2時間以上、送迎なし・入浴あり 325単位 ④2時間以上、送迎&入浴なし 300単位 ⇒事業対象者、要支援1及び要支援2、 週1回想定 ☆加算について 各種加算なし

GIFU CITY

事業者指定について

平成28年9月1日から新たに基準緩和型デイサービスの指定を受けたい場合

遅くとも平成28年7月29日まで(期限厳守)に
 指定申請に係る添付書類を介護保険課支援係に提出
 (提出書類は現行相当サービスとほぼ同様)

※提出書類の様式は市のホームページに掲載します。



介護保険課支援係にて提出書類審査



8月末までに申請者あて指定通知書発送

GIFU CITY



信長公
450
709-2791 Gifu City

ご清聴ありがとうございました

GIFU CITY

6

介護予防・日常生活支援総合事業
基準緩和型デイサービスに関するアンケート

下記の該当欄に○をしていただき、FAXにてご回答いただきますようお願いいたします。

回答期限 平成28年7月15日(金)

事業所名			
事業所番号			
電話番号		記載者名	

問1 基準緩和型デイサービスへの参加(事業者指定)を予定していますか。

- 1 参加する→問2、4へ 2 参加しない→問3、4へ 3 検討中→問4へ

問2 問1で「参加」を予定されている事業者様にお尋ねします。

いつ頃を予定していますか。

- 1 平成28年9月1日から 2 その他(年 月頃)

問3 問1で「参加しない」と回答された事業者様にお尋ねします。

参加にあたっての条件として、何が解決されれば参加できるとお考えですか。

- 1 人員基準()
2 設備基準()
3 運営基準()
4 報酬(単位)()
5 その他()

問4 基準緩和型デイサービスに対する質問や提案等がありましたら、自由にお書きください。

[]

質問は以上です。

ご協力ありがとうございました。

【問い合わせ先】

岐阜市役所福祉部介護保険課 支援係 岩城・近藤

TEL : 058-214-2092(ダイヤルイン) FAX : 058-267-6015